

壱岐市農業委員会定例会（平成30年1月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年1月25日（木） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明願について
議案第3号 農地の賃借料情報の提供について
7. その他

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さんおはようございます。先月は…に多数ご出席を頂きまして、有難うございました。それでは定刻になりましたので、只今より平成30年1月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は…番…委員さんより欠席の届け出が出ております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立をいたしております。

それでは、…会長に挨拶をお願いいたしまして、引き続き議事の進行をお願いします。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のう

え決定の要がある。

1 番 土地の所在

郷ノ浦町里触字保木山・・・・・・ 台帳、現況地目 田 面積 1, 6 0 4
m²

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地ですが、田が2, 4 4 1 m²、畑が4, 0 6 5 m²、計の6, 5 0 6 m²で
す。

申請理由

譲渡人 島外に居住し耕作出来ないため、島内在住の兄に贈与する。

譲受人 受贈し、耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

審査基準の各号の「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水
稲・野菜の作付けです。農機具はトラクター、田植機、草刈り機、軽トラック
を所有してあります。稲刈は委託をされてあります。農作業暦は本人が30年、
母55年です。通作距離は200m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま
す。

「農地所有適格化法人要件」、譲受人は個人であり、適用はありません。

「信託要件」、信託でないので適用はありません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超えて
いる。

「転貸禁止要件」、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり転貸には
当たりません。

「地域との調和要件」ですが、申請地は今まで通り飼料を作付ける予定で
あり、本件の権利取得後により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の
確保に支障は生じないものと判断しております。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満
たしていると考えます。

1月22日に・・委員さんと譲渡人、譲受人のお母さん立ち会いの下、現地
確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員

議長。

議長

はい、・・番・・委員。

・・委員

今、説明のとおりでございますけど、親が財産を分与するというような形
で登記を変えておった訳でございますが、兄が帰って来て贈与する事になりま
したので、このような形で贈与をするという事になっております。ご審議の程

よろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第1号1番は決定いたします。

続きまして議案第2号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第2号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町国分本村触字磐屋森・・・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 面積 337㎡

転用目的 宅地

申請人、・・・・・・・・

申請理由 昭和50年頃に畑地目とは知らずに宅地（大工作業場）として利用している。というものです。位置図、写真は3頁から4頁です。1月22日に・・委員さんと申請人の子供さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・でございます。事務局の報告のとおりであります。写真をもとらえば分かるように、両脇は既に宅地になっております。別に問題はないかと思っておりますが、ひとつよろしくお願いいたします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第2号1番は決定いたします。

続きまして議案第3号「農地の賃借料情報の提供について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5頁をお願いいたします。

議案第3号 「農地の賃借料情報の提供について」農地法第52条の規定により、農業委員会は地域ごとにおける賃借料情報の提供を行う必要があり、平成29年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法による利用権設定並びに農地中間管理事業の推進に関する法律による中間管理権設定の情報をもとに新たな賃借料情報を作成したため、この議案を提出する。議決後「老岐市農地賃借料情報」として、ホームページ等での公表をいたします。

10a当りの賃借料です。

田、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、平均額が14,400円、最高額が18,000円、最低額が10,000円です。データ数は8件で

す。その他の地区では平均額が6,700円、最高額が30,000円、最低額が200円です。データ数は819件です。

畑、幡鉾川流域総合整備事業の基盤整備地区では、データ件数が1件で、平均額、最高額、最低額共に4,000円です。その他の地区では、平均額が4,800円、最高額が20,800円、最低額が100円です。データ数は259件です。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、この件につきまして何かご意見ございましたら【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第3号は決定いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。